

倉吉市上下水道局企業管理規程第9号

倉吉市上下水道局事務代決及び専決規程を次のように定める。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市上下水道局事務代決及び専決規程

(目的)

第1条 この規程は、公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が執行する事務の円滑、かつ、適正な事務処理を図るとともに責任の範囲を明らかにするため、事務処理の代決及び専決について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代決 急を要する事務で、決裁すべき者（以下「正当決裁者」という。）が、出張その他の理由により不在のため決裁を経ることができないとき、定められた職にある者がその事務を代わって決裁することをいう。
- (2) 専決 局長及び課長が、それぞれ定められた範囲の事務をその責任において決裁することをいう。
- (3) 後閲 代決した事務を、その後において、正当決裁者の閲覧に供することをいう。

(代決の順序)

第3条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代決する。

代決の順序	第1次	第2次	第3次
正当決裁者			
管理者	局長		
局長	次長	主管課長	
課長	主査	課長補佐	担当係長 担当主幹

2 前項の場合において、同一順位の代決者が2人以上ある場合には、代決に係る事務の区分に応じて、あらかじめ正当決裁者の定める者が代決するものとする。

(代決の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を示された場合又は特に緊急を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、代決した事項については、代決者において後閲の印を押し、起案者の責任において速やかに正当決裁者の後閲を受けなければならない。

(専決の制限)

第5条 専決事項であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、専決することができない。

- (1) 異例に属するもの
- (2) 紛議論争のあるもの又は将来その原因になるおそれのあるもの

(3) その他特に上司において事案を了知しておく必要があると認められるもの

2 専決を認められた者が欠けたときは、その専決事項について、その者の直属の上司の決裁を受けなければならない。

(局長の専決事項)

第6条 局長の専決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の公営企業に係る研修に関する事。
- (2) 公印の新調、改刻及び廃止に関する事。
- (3) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (4) 予算超過の支出に関する事。
- (5) 企業債の申請並びに一時借入金の借入れ及び償還に関する事。
- (6) 指定給水装置工事業業者及び排水設備工事指定業者の指定に関する事。
- (7) 水道料金、量水器使用料、手数料及び工事費の滞納による給水の停止に関する事。
- (8) 下水道の供用開始に関する事。
- (9) 水洗便所への改造命令に関する事。
- (10) 除害施設の設置及び改善命令に関する事。
- (11) 特定事業場における水質の改善命令及び下水の排除の停止命令に関する事。
- (12) 公共下水道受益者負担金の賦課対象区域に関する事。
- (13) 水道料金、量水器使用料及び下水道使用料の調定に関する事。
- (14) 公共下水道受益者負担金の繰上げ徴収に関する事。
- (15) 私人への徴収又は収納の事務の委託に関する事。
- (16) 水道事業及び下水道事業運営審議会の事務処理に関する事。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、倉吉市事務代決及び専決規程（昭和47年倉吉市訓令第10号）

別表第1の1に規定する主管部長の専決事項

(業務課長の専決事項)

第7条 業務課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 局内における公営企業に係る職員研修の実施に関する事。
- (2) 公印の看守の総括に関する事。
- (3) 局内における文書の発送及び保存に関する事。
- (4) 収入（水道料金及び下水道使用料を除く。）の調定に関する事。
- (5) 納入通知書の発行に関する事。
- (6) 使用水量及び排除汚水量の認定に関する事。
- (7) 未収金の徴収停止及び滞納処分の停止に関する事。
- (8) 現金取扱員の取扱現金の限度額に関する事。
- (9) 証券の支払拒絶に関する事。
- (10) 資金前渡及び前金払の限度額等の承認に関する事。
- (11) 誤払金の戻入れ及び債務免除等に関する事。
- (12) 予算の流用及び繰り戻しに関する事。
- (13) 支出命令に関する事。
- (14) 収入伝票、支払伝票及び振替伝票の発行に関する事。
- (15) たな卸資産の管理に関する事。

(16) 物品の出納及び保管に関すること。

(工務課長の専決事項)

第8条 工務課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 送水及び断水作業の実施に関すること。
- (2) 指定給水装置工事事業者及び排水設備工事指定業者の指導に関すること。
- (3) 給水装置の新設等の設計審査及び工事しゅん工検査に関すること。
- (4) 給水装置の切離しに関すること。
- (5) 雨水排水ポンプの運転管理に関すること。
- (6) 土地の立入測量に関すること。
- (7) 排水設備等の新設計画等の確認及び工事完了検査に関すること。

(課長共通の専決事項)

第9条 前2条に掲げるもののほか、課長共通の専決事項は、倉吉市事務代決及び専決規程別表第1の1に規定する主管課長の専決事項とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。